消費生活メモ

消費生活相談室　TEL72-1111 内線329

出前講座のご利用を！

全国消費生活相談員協会では「消費者問題出前講座」を実施しており、これまで全国で9千件を超す講座を開催しています。

当初は主に高齢者が対象でしたが、現在では若者やヘルパーの方々も対象としています。今年から、障害者やその周りの方々、幼稚園児から高校生までの若者と保護者を対象とした講座も実施します。

ここ数年、高齢者や障害者を中心とした消費者トラブルが大きな社会問題となっています。また、若者が消費者トラブルに巻き込まれる件数も少なくありません。

このような状況下で、法律の名称も「消費者基本法」から「消費者保護基本法」に変わり、事業者の義務や契約のあり方を厳しくする一方で、消費者の自立が促されています。

消費者自身が、消費者問題の知識・理解を深めることで、悪徳業者等からのトラブルを防止できます。特に、高齢者や障害者等の周りの方々や保護者の「気づき」が重要です。

そのための知識や意識を深めるために、是非、公民館や老人クラブ、各種グループ、企業等の単位（20名以上）で出前講座をご利用ください。

来年2月20日までの実施で、費用は無料です。

なお、20名未満であっても、市が行っている出前講座を利用できます。いずれの出前講座の問い合わせは、消費生活相談室までお願いします。

健康カレンダー

問合せ　健康センター　TEL72-7176

9月10日～10月9日

日	曜	行事	時間	会場
9月				
10	月	育児相談	受付9:00～11:30	健康センター
15	土	第29回市民健康教室	12:00～15:45	市民会館
18	火	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	健康センター
19	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
20	木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
21	金	2歳児歯科健診	受付13:05～13:25	〃
25	火	初妊婦講座	受付9:20～11:30終了	〃
26	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
		健康クッキング教室	9:30～13:00	〃
10月				
1	月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	健康センター
2	火	1歳6～7か月児健診	受付13:05～13:30	〃
3	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
9	火	育児相談	受付9:00～11:30	〃

【複合健診】
○期日・場所
9月10日(月)～12日(水)
健康センター
○受付時間 7:30 ～ 8:00

うぶごえ・おくやみ

7月16日～8月15日届出分

うぶごえ

健やかな成長をお祈りいたします。

氏名	保護者	住所
中原　ここみ	幸治	別府東町
中原　佳祐（けいすけ）	幸治	別府東町
半野　海地（かいち）	豊	中央町
塚田　唯月（ゆな）	千尋	木原町
永江　花倫（かりん）	猛	寿町
緒方　里彩（りさ）	力哉	田希川町
新澤　杏心（あこ）	公	中央町
山口　楓翔（ふうが）	秀人	千代田町
山﨑　愛夏（まなか）	伸一	岩戸町
神園　琉貴（りゅうき）	貴文	中町

おくやみ

ご冥福をお祈りいたします。

氏名	年齢	住所
駒水　鐵男	69	駒水町
小原　耕一	75	岩崎町
牧　艶子	81	千代田町
山元　次男	82	桜山町
楠　チヤ	86	大塚中町
揚野　郁夫	71	宮前町
上釜　満	71	高見町
宮路　チエ	84	中央町
味園　シツ	83	鹿籠麓町
楠　實善	84	大塚中町
白澤　景己	79	白沢東町

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。

人のうごき

平成19年8月1日現在

男性 11,565人（－7）

女性 13,521人（－13）

合計 25,086人（－20）

世帯 11,200世帯（－1）

（　）内は前月との比較

国民年金

★ねんきんダイヤル
（年金被保険者）
TEL0570-05-1165
（年金を受給している方）
TEL0570-07-1165

問合せ　市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

後悔しないために、今が大切なんだ！
～学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

本人の所得が一定以下の学生が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

■一定以下の所得とは

平成19年度の所得基準（申請者本人のみ）が、次の計算式以下の場合です。

118万円＋被扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

■学生とは

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校及び一部の海外大学の日本分校に在学する方です。夜間・定時制課程や通信過程の方も含まれますので、多くの学生の方が対象となります。

■申請方法は？

市役所市民健康課国民年金係へ申請してください。

申請書は、社会保険事務所または市民健康課国民年金係窓口に備え付けてあります。社会保険庁のホームページからもプリントアウトすることができます。

申請にあたっては、次の書類等が必要です。

・年金手帳（基礎年金番号が分かるもの）

・学生等であることを証明する書類（在学証明書、学生証等の写し）

・前年度に課税所得がある方は、前年所得の状況を明らかにすることができる書類

（課税所得がある方であって、1月1日時点の住所と申請時点での住所が住所変更により異なる場合は、現在の住民票を登録している市区町村において前年（前々年）の所得を証明することができないため、前住所地の市区町村長から前年（前々年）の所得証明書の交付を受けて申請書に添付していただくこととなります）

・退職（失業）した方は、退職（失業）したことを確認できる書類

（雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください）

■申請は毎年必要

学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。

おトクに納める！国民年金保険料

毎月の保険料を口座振替にすると納め忘れがなく安心で便利ですが、引き落としの期日を翌月末から当月末にすると、毎月50円お得になります。

（早割り制度といいます）

翌月末引き落としを早割りにかえると、一年間で600円お得です！

■気をつけること

・口座が残高不足の場合、翌月に2か月分が引き落とされます。このとき、一か月分（前の月の分）は割引になりません。翌々月も残高不足で引き落としが出来なかった場合は、納付書で納めていただくことになります。

・一部納付（一部免除）の承認を受けている方は、通常の毎月口座振替となりますのでご了承ください。

■まとめて納めるともっとおトク！

まとめて納める前納は、一年分を納める方法だけと思っていませんか？現金納付の前納はどの月からも利用できます。時期が早いほうがお得です。

■手続き

・希望月からの前納納付書をお送りしますので、お近くの社会保険事務所へお電話ください。

■こんなときはどうなるの？

Q　国民年金の保険料は月ごとに納めますが、月の途中で会社に就職したら保険料はどうなりますか？日割り計算するんですか？

A　日割り計算にはなりません。月末に加入している年金制度に1か月分を納めることになります。もし、前納等で国民年金保険料を納めすぎている場合は、後日還付いたします。